

# 林地保全に配慮した施業の推進について (立木販売・製品生産事業における取組)

## 関東森林管理局

昨年6月に策定された森林・林業基本計画では、気候変動による豪雨等の増加に伴い山地災害が激甚化・多様化していることを踏まえ、国有林野において、林地保全に配慮した施業を進めることとしております。

関東森林管理局では、令和5年1月1日以降の入札公告分から下記のとおり取組を行いますので、各署等の公売公告又は入札公告を熟覧の上、入札への参加をお願いいたします。

### 1. 立木販売

- (1) 林地保全に配慮した内容を盛り込んだ特約条項を付した契約の締結【署等・買受者】
- (2) 契約後に森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付した「立木販売箇所の事業計画書」及び「伐採・搬出に係るチェックリスト」の提出【買受者】
- (3) 特約条項を遵守した伐採・搬出作業の実施【買受者】
- (4) 伐採・搬出作業中及び跡地検査時に林地保全上問題があると認められた場合は必要な処置を実施【買受者】

### 2. 製品生産事業（保育間伐活用型・誘導伐等）

- (1) 林地保全に配慮した内容を盛り込んだ特記仕様書を付した契約の締結【署等・請負者】
- (2) 森林作業道作設指針に適合した路網計画を明示した図面を添付した「事業計画書」の提出【請負者】
- (3) 特記仕様書等を遵守した事業の実施【請負者】
- (4) 事業実行中及び完了検査時に林地保全上問題があると認められた場合は必要な処置を実施【請負者】